

新型インフルエンザ発生時における省内の初動対応の確認訓練

健康局結核感染症課

訓練の日時・場所

平成 26 年 4 月 15 日（火曜日）17 時半～20 分程度、省議室に参集。
※ただし、実際の発生を想定し、発生のお知らせするメールは当日朝 9 時半から数回行う予定。

訓練の概要

アジアの A 国で新型インフルエンザ発生疑いの情報を受け、厚生労働大臣が、感染症法に基づく新型インフルエンザに該当すると判断。厚生労働大臣が、当判断について厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部本部員等を参集し、情報共有等を行う。

参加対象者

厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部における以下のメンバー：
本部長（厚生労働大臣）、本部長代理（副大臣、大臣政務官）、副本部長（事務次官、厚生労働審議官）、本部員（局長級）、事務局員
※本部員においては、当日やむを得ず参加が困難の場合は、必ず代理の者を立てること。

目標

1. 本部員・事務局員が、厚生労働省新型インフルエンザ等対策推進本部や、新型インフルエンザ発生時の組織（班体制）を知ること。
2. 本部員・事務局員が、新型インフルエンザ発生時における省内の初動対応の基本的な流れを知ること。
3. 本部員・事務局員が、新型インフルエンザ発生時における省内の初動対応における自らの役割を知ること。